

# 「ゆうゆう村在宅介護支援センター」運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人清梁会が運営するゆうゆう村在宅介護支援センター（以下、事業所という）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」と略す）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、当事業所内の介護支援専門員その他の従業員が、要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援業務を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療および福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2. 事業の運営に当たっては、高梁市地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ゆうゆう村在宅介護支援センター

(2) 所在地 岡山県高梁市南町 73番地

\*建物登記上：南町1370番地1・1376番地4・1371番地1

## (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職種内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名

管理者は主任介護支援専門員を配置し、事業所の従業員の管理および指定居宅介護支援の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員等

介護支援専門員2名以上

介護支援専門員の配置は、利用者44人に対して1人を基準とする。

介護支援専門員は、申請書作成及び提出代行、居宅介護サービス計画等の居宅介護支援業務の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

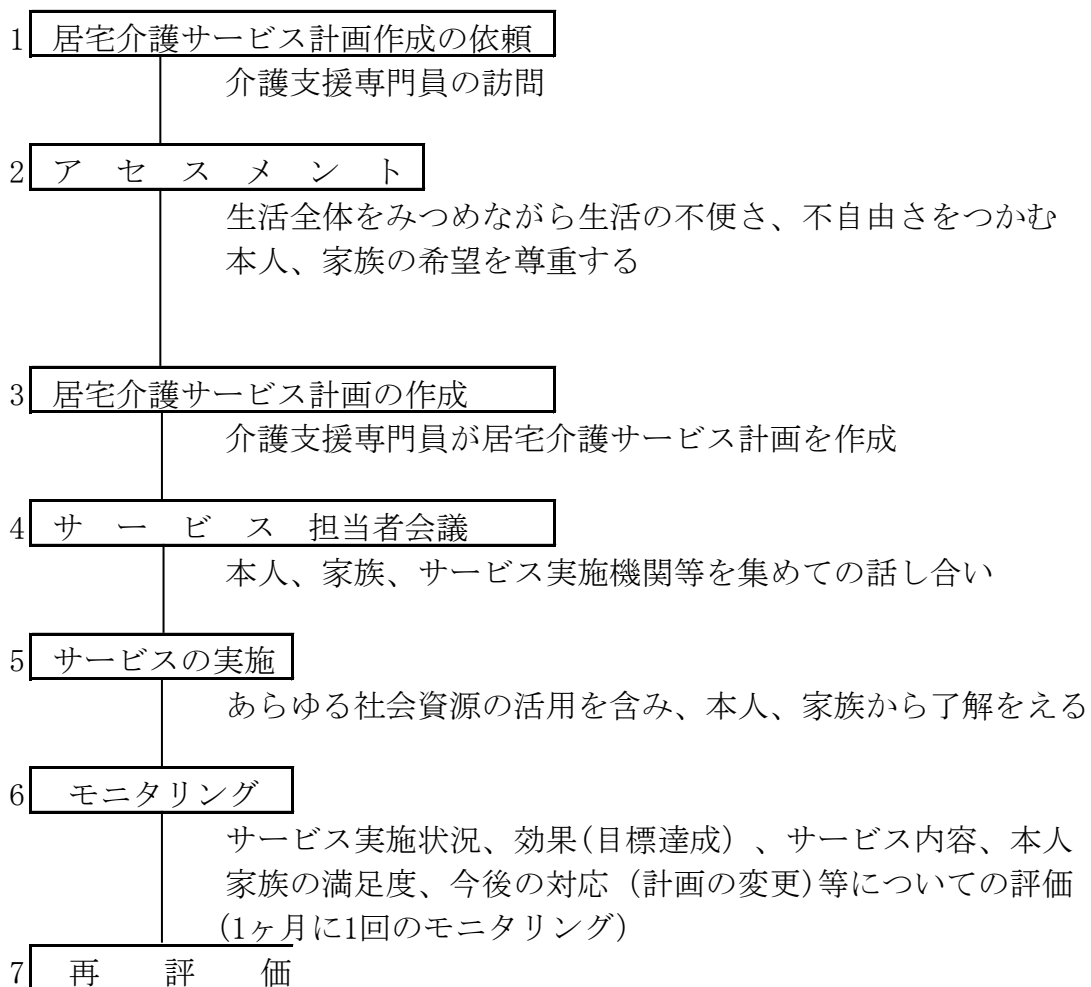
第5条 営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、原則として、月曜日から土曜日までとする。  
(但し、祝日、年末12月30日～年始1月3日を除く)
- (2) 営業時間は、午前8時～午後5時とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談に応じる\*当センターにて(電話・来所)及び自宅等に於いて(訪問)
- (2) 居宅サービス計画の作成



- (3) 介護保険申請の代行
- (4) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (5) 他の指定居宅介護支援事業所との連絡調整
- (6) 指定介護施設等との連絡調整
- (7) その他の居宅介護支援業務

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(無料)

2 次条に掲げる「通常の事業の実施地域」を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

\*通常の実施地域を越えた時点からお住まいまでの往復の距離のガソリン代1 Kmあたり13円を申し受けます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、高梁市全域とする。

(苦情処理)

第9条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援に関し、国保連・県・市から質問、紹介に応じ、利用者からの苦情に関して行う調査等に協力すると共に指導又は助言を受けた場合においては、必要に改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、必要に応じその損害を賠償する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護支援専門員は、居宅支援を実施中に利用者の病状に急変、その他

の緊急事態が生じた場合は、速やかに家族、主治医及び関係機関等に連絡し、対応する。

#### (高齢者虐待防止)

第12条 事業者は、高齢者虐待防止法の趣旨・内容を踏まえ、虐待の未然防止早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う為に必要な措置を講じる。

- ① 虐待防止のための指針の整備
- ② 虐待防止のための対策及び発生時の対応方法の検討のための委員会整備
- ③ 虐待防止のための職員研修
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための体制整備

#### (身体拘束)

第13条 事業者は、利用者の居宅や利用中のサービス事業所内に於いて不必要な身体拘束がなされていないかを確認すると共に自らも不必要な身体拘束を行わないようにする。

また、身体拘束を発見した場合には、介護状況や利用中の状況を的確に判断し必要性の有無を明確にするように関係機関とともに必要な措置を講じる。

#### (ハラスメント)

第14条 事業者は、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- ① ハラスメントに対する指針の整備
- ② ハラスメントについての、周知・啓発
- ③ ハラスメント発生時に対しての体制整備
- ④ ハラスメントに対する職員研修

#### (業務継続計画)

第15条 事業者は、感染症や自然災害が発生した場合であっても利用者に対し必要なサービスが安定的かつ継続的に提供されるよう早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- ① 感染症・自然災害に対する指針の整備
- ② 感染症・自然災害に対する委員会の設置
- ③ 感染症・自然災害発生時に対しての体制整備
- ④ 感染症・自然災害に対する職員研修及び訓練

#### (その他)

第16条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るために次の研修の実施、及び各種研修会への参加の促進や必要な体制を整備する。

- 1、採用時研修：採用3ヶ月以内、継続研修：3回
- 2、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、従業員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、事業者は従業員との間で、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の内容を盛り込んだ雇用確約書を交わす。
- 4、高齢者虐待防止・ハラスメント・業務継続計画（感染対策・災害対策等）
- 5、この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、医療法人清梁会と管理者との協議に基づいて定める。

(附 則)

- この規程は、平成11年10月1日から施行する。  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
この規程は、平成15年4月1日から施行する。  
この規程は、平成17年5月1日から施行する。  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
この規程は、平成18年12月1日から施行する。  
この規程は、平成19年11月1日から施行する。  
この規程は、平成21年3月1日から施行する。  
この規程は、平成22年1月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和5年6月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。